

【令和元年台風 19 号に伴う災害の被災者の皆様へ】

保険証がなくても医療機関を受診できます

令和元年 10 月 15 日

令和元年台風 19 号に伴う災害の被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

このたびの台風 19 号に伴う災害によって、保険証を紛失あるいはご自宅に残したまま避難された場合であっても、医療機関の窓口で、

○氏名

○生年月日

○連絡先（電話番号）

○お勤め先の事業所名

を申し出ることにより、保険証がなくても受診することができます。

※本取扱いに該当する地域については、以下の内閣府ホームページからご確認ください。

関連リンク（外部ページへリンクします）

・ [内閣府](#)（災害救助法の適用状況）

東京都自動車整備健康保険組合

問合先 03-3432-2401

担当 業務課